

平成 20 年第 6 回（9 月）みなかみ町議会定例会会議録第 2 号

平成 20 年 9 月 11 日（木曜日）

議事日程 第 2 号

平成 20 年 9 月 11 日（木曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林一彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部 正 記 書 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教육長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

開 議

午前9時10分開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、本会議を開きたいと思います。本日も議場内、大変暑くなると思われますので、各自上着につきましてはご自由に判断下さいますようお願い申し上げます。

本日、鈴木幸久総務文教常任委員長におかれましては、水上地区の運動会に代表で出席いただいているため、途中より出席となりますのでご了解願います。

ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序第1 2番 阿 部 賢 一 1. 農商工連携による農林業振興について
2. 嫁対策について

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問につきましては、8名の議員より通告がありました。

本日は、8名のうち4名の質問を順次、許可いたします。

まず、2番阿部賢一君の質問を許可いたします。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 傳田議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大変、スタイルが変わりましての井の一番ということで、大変緊張しておりますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

はじめに、農商工連携による農林業振興について、質問をさせて頂きます。

本町の基幹産業であります農林業をはじめ、観光商工業ともに、大変厳しい状況にあるのはご案内のとおりであります。また、これは本町のみならず、全国的な地方農村部においての状況に変わりないものと考えております。そして、そういう状況の中におきまして、今やるべき事、また出来ること、そして、中長期的観点で地域産業振興に取り組まなければならない状況にあります。

農商工を連携させ、農林業を中心とした新産業の創出が課題であり、そういう中におきまして、10月12に発足の利根川源流森林整備隊は大変意義あることだと思います。

加工や販売、観光商工業など、異業種間と幅広く手を組み、食・環境をキーワードとした付加価値を見い出す総合的な取り組みが必要と考えます。

それぞれの異業種間の課題を認め合い、地域のあらゆる産業、またそれに携わる方々、そして子供や教育・学校関係者等との連携、一体化、共生関係づくりによって、前進する

ものであります。一朝一夕で実現出来ることではありません。

しかしながら、そういった連携活動の積み重ねが大切であると考えます。

そこで本年7月施行の農商工連携促進法を活用し、今後農林業の振興にどのように取り組んでいくお考えがあるのか伺います。

また、これと関連して、森林整備隊が10月に発足するわけですけれども、その整備した森林を有効活用、そしてまた町興しの一環として、森林セラピーとして、売り出したらどうかということも、ご提案をさせて頂きます。

森林セラピーとは、治療や療法、薬や手術などをしない心理療法やうつ療法のことで、ストレスとか内面的な部分を治療することだそうです。

まさに環境力宣言をしようとする本町にとりましては、現在取り組んでいる状況の中で一番適した自然を売り出す方法ではないかと思います。

森林、清流、そしてうまい空気、そして宿泊施設が、町内各地にはあるわけであります。

やはりそういう意味においても、観光客の誘客にも大変有効な手段ではないかと思います。これは現在、群馬県内におきましては、上野村がこの認定受けるべく取り組みをしていると伺っております。ぜひともこの森林整備隊と含め、また地域の活性化のためにも、この事業を研究し、勉強していただく必要があるのではないかと考えております。

次に、嫁対策についてであります。

もちろん嫁対策と言いましても、お嬢さん等を含めての質問でありますけれども、飛躍して考えれば、この延長線上には、いわゆる少子化対策、そして人口減少に歯止めをかける、そういう思いも込めて、質問をさせていただいているわけであります。

結婚とかの話になりますと、もちろん個人的な問題であり、その人の結婚観、または人生観がありますから、第3者の介入とか、またそのことについて応援するということは、なかなかプライバシーもありますし、個人情報保護法等からも大変難しい問題であります。

しかしながら、やはりきっかけ作りとか、そういう出会いの場を提供するぐらいなら、当たり障りがなく、そういう支援は出来るのではないかということで、質問させていただいております。

そこで現在、町が行っている各種交流事業があります。例えば、利根川上下流交流等々を含めてのお話なのですけれども、そういう交流事業で結婚適齢期と言いましょうか、未婚の男女、バツイチの方も含めてですけれども、そういう地域の方々に、呼びかけてですね、交流の輪を広げていただき、願わくは、そこからいろいろなお付き合いが始まり、結婚まで進展していただいて、みなかみ町で家庭を築いていただき、そして、子供を産み、育てていただければということになればなという願いを込めてであります。

そう簡単に行く話ではありませんが、今、町が開催している交流事業に、そういう参加を募り、場を提供するだけのことでありますから、そうそう経費はかかるないと思うのです。ただ、相手のあることですから、相手の交流する地方自治体、また各種団体等と協議をしていただいた上で、片思いではなく、両思いの段階で開催できればというふうに思っております。

何もやらないよりも、少しの可能性にもかけるような働きかけをそういう機会にしてもいいのではないかというふうに考えております。

以上、3点を質問させていただき、一般質問とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 阿部賢一議員にお答えいたします。

農商工連携による農林振興、それから嫁対策についてであります。

大変に、私自身も勉強させていただきました。

まず、農商工連携促進法についてであります。

農林水産業をはじめとする地域産業の停滞、雇用・就業機会の減少、高齢化の進展等により、「都市と地方の格差」と言われる状況が顕在化し、また、その格差が拡大していることを実感します。

こうした中で、地域経済の基盤である農林業及び中小企業を中心とする地方の商工業について、高齢者や小規模農家、小規模事業者を含め、地域全体で雇用や所得を確保し、地域社会の維持・発展を図っていくことが大事であります。

このため、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化して、相乗効果を發揮するために、農林省と経済産業省が密接かつ有機的に連携を取り、事業を推進しようとするものであります。

これに向けて「中小企業者と農林業者との連携による事業活動に関する法律」が本年の5月に成立し、7月に施行されたところであります。

この法律の概要は、地域産品に関する販売促進・新商品開発等について支援するものであり、国から中小企業者と農林業者が共同で行う、新たな商品やサービスの開発等について、その計画が認定された場合は、中小企業者と農林業者に対して、事業資金の貸付けや債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を行うものであります。

また、両者のマッチングを行う公益法人・N P Oにも併せて支援するものであります。

そこで対象となる主な事業を紹介しますと、生産段階の支援では、地産地消関連対策であります。これは、農業・商工業・観光業等が連携して、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン」の整備や、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍する農産物直売所を中心としたモデル的な取り組み等を支援します。

また、IT活用型営農成果重視事業であります。

精密農業技術を導入した栽培管理技術、環境負荷低減技術、経営効率化につながる技術等を組み合わせて導入する「IT活用型営農」の構築でありますと、これを支援するということであります。

また、地域の人材の育成交流では、考えられることが、产学研材育成パートナーシップ事業であります。これは地域の産業界と大学等の高等教育機関が連携し、地域の特徴を踏まえた農業と商工業の連携等により、地域課題の解決に貢献する中核的な人材を輩出する人材育成プログラムの開発と実証等であります。

また、村おこしに燃える若者等創出事業もあります。

これは農商工連携等に資するコミュニティビジネスの担い手となる人材で、村おこしに燃える若者等を発掘・育成する取り組みを支援する事業であります。

この他にも多くの事業がありますけれども、国・県においては、この施策について、その効果が最大限に発揮できるように、運用面で検討中とのことでございます。

町でも、こうした新規事業を取り組むために事業内容をよく理解すると共に、農業者の栽培技術、旅館や商工業者のビジネスノウハウ等を生かした新商品の開発が必要であります。この機会に「農工商連携促進法」に基づく地域づくり、町づくりを進めたいと考え、その手始めとして、異業種間の連携を重視した、（仮称）「農商工連携促進協議会」を設立したいと、このように考えております。そういう中で、これら事業に取り組むことについて

ての検討をし、さらにはこの事業の目的等につきましても、広く広めていきたいと考えているところであります。

次に、「森林セラピーの誘客」についてであります。

森林は、ご案内のとおり、林産物の生産、水源の涵養、国土の保全、生態系の保持、さらにはCO₂の吸収機能等、私達が安全で安心な生活を送るために欠かすことのできない多くの機能を持っております。加えて、レクリエーション的な機能にも大きな要素を持っています。登山、キャンプ、ハイキング、スキーなど、森林レクリエーションの場として親しまれていますが、その中の一つに、阿部議員が言われますように、森林セラピーがあると思います。

森林セラピーとは、森林の地形や自然を利用して、森林浴や森林レクリエーションを通して、健康回復、健康の維持・増進の活動がありますが、森林に一歩入ると、そこには新鮮な空気、木々の香り、静寂があり、それらは私達の心を癒し、気持ちをリラックスしてくれます。これは、森林の緑が目の疲れを癒し、音を遮断し、静寂を保つことにより、精神的な安定感・開放感が得られ、樹木の香気成分による殺菌作用等の効果も言われます。

中でも殺菌効果は医学的にも注目され、リラクゼーションや循環器系の病気療養に、森林浴を活用する試みがされています。

ただ、その快適性や増進効果、さらに治療方法は、現状では医学的な解明が不十分であり、確かな根拠に基づく効能と療法メニューの確立がされていません。そのため、国土緑化推進機構では、平成16年春に「森林セラピー研究会」を立ち上げて、複数の企業と大学医学部、森林総合研究所等によって、森林が持つセラピー効果の解明、応用的な研究プロジェクト等が始まられ、オブザーバーとして林野庁と厚労省が参加していると伺っております。

その内容は「モデル地での検証」「シミュレーションの実施」、「森林セラピーメニュー」や「滞在メニューの開発」等が研究されているとのことであります。

具体的には、平成17年より、

1. 森林セラピー基地とセラピーロードの認定
2. 癒しの森の広汎化に向けた普及・広報活動
3. 森林セラピー推進システムの検討・構築
4. 森林セラピーにかかる人材育成制度の検討・構築等、4つのプロジェクトが開始をされたと伺っています。

森林セラピー基地として、近県では、東京都の「おくたま巨樹に癒される森」、山梨市の「渓谷美あふれる水源の森」、厚木市の「健康づくり村」が認定されており、セラピーロードとしては東京都檜原都民の森（ひのはらとみんのもり）「大滝の路」が認定されています。

森林の持つ力の研究が進み、癒し効果の高い森林は、現在のストレス社会において、益々注目されると思います。

しかし、そこには整備された平坦な森林、遊歩道や休憩広場など整備しなければならない多くの課題もあるわけであります。

本町の森林整備に関しては、利根川源流の森林・山・川を守り、光り輝く森林を再生するために、本年8月7日に「利根川源流森林整備協議会」を設立しました。

これに基づき、森林整備の実施部隊である「森林整備隊」を組織して、来月12日に宝台樹スキー場でその結団式を行う予定であります。

「森林整備隊」の事業は、森林組合を始め、森林関係者、ボランティア等、多くの皆さ

んの協力を得ながら、除伐・間伐等による森林整備を実施して行きますが、その他にも、森林における「自然観察会」や「学習会」等の計画も含まれており、雄大な森林の中での行動は健康増進の活動として大いに期待しているところであります。

誘客に関しては、森林整備と併せて、本町の恵まれた温泉、森・山・川の自然の恵みを生かして、山菜や川魚等を利用した伝統料理を効果的に活用する等、自然・人・食を上手く融合させて、健康増進や癒しの効果を高めてまいりたいと考えております。

そのためにも、利根川上下流域交流、エコツーリズム、さらには各種観光事業との連携を図り、総合的、且つ一体的に取り組みたいと考えているところであります。

次に、**結婚対策について**であります。

私は、機会あるごとに、人口減少の実態、就労機会の創出、更には少子問題化等について訴えてきております。

みなかみ町の人口は、合併前の昭和30年の国勢調査では3万5千人でしたが、合併時の平成17年では2万3千人となり、約1万2千人も減少しております。

この原因は、ダム建設等の大型公共事業がなくなり、バブル経済崩壊後の10年間の苦しみがあり、これに伴って観光・農業等の地場産業が低迷し、特に農業の先行き不安から後継者が極端に少なくなったことが上げられます。

しかし、社会情勢も変わり、高速交通時代の到来に大きな期待を寄せてきましたが、観光を始めとする地場産業が振わず、人口の定着化に結びつきませんでした。

特に、企業誘致等に手を掛け、就労の機会と雇用の拡大が図れなかったために、若者の人口流出に拍車がかかり、一層の人口減少が進んだと思います。

また、戦後60余年が過ぎて、この間、自由と民主主義を基調に、人間尊重と科学的思考のもとで現代社会が形成されました。そして何時の世も、人はその時代を支え、そして支えられ、その流れに沿って、健全な社会は生き続けます。人間もこの自然界に生きる動物の一種族であり、種の存続は重要な本能の一つであります。

しかし、与えられた人間の知性によって、自己の利のために、あるいは経済的な理由で、その本能が抑制されるとしたら、人間社会は崩壊してしまいます。

換言すれば、今日の社会は個人の主張や権利が優先し、その上に地方も男女の出会いの機会も少なく、コミュニケーションが欠如する社会になってきました。

これでは、地域内の意思疎通も図れず、企業間等の交流もできないために、結婚情報は申すに及ばず、全ての情報が閉塞感の中に陥ってしまいます。

また、人間形成の観点から、結婚して家庭を持つことの意義を強調したいと思います。

全くの他人が家庭生活を営む中には、人間尊重の精神と人を愛する心、そしてお互いに思いやる妥協が必要であると思います。これらは自己の人間形成に、大きな一助になると考えます。そして、子供が生まれます。子育ては親の人間形成にとって、かけがえのない体験であります。子供の成長を願い、営む日々の生活は、試行錯誤の連続ですけれども、悲喜こもごもの経験を余儀なくされます。

しかし、人は経験を積み重ねることで成長し、子育ての経験が夫婦の人間性を高め、成長に役立つもの信じております。現代社会の実情から見て、それは理想論として一蹴されるかもしれませんけれども、この際、敢えて結婚と家庭生活を営む意義について考えたいものであります。ご案内の通り、国の合計特殊出生率は1.32人であり、県は1.36人、町は1.47人であります。

政府の経済財政諮問会議の専門調査会は、社会保障制度の改革をして、10年後に合計

特殊出生率を 1.8 人程度まで回復したいという目標を掲げましたが、これに大きな期待をいたしておるところであります。

私は前々から、国の社会保障給付費の高齢者対策の一部を少子化対策に回すべきであると申し上げてきました。

平成 17 年度実績では、総額で 87 兆 9 千億円でしたが、このうち年金や老人保健医療など高齢者への給付は 61 兆 7 千億円で全体の 70.2% であります。

一方、少子化対策など児童・家族関係費は 3 兆 5 千億円で全体の 4.1% に過ぎませんでした。これでは、いくら少子化対策の必要性を訴えても、解決は程遠いのではないでしようか。

ではここで、みなかみ町の実態を申し上げたいと思います。

平成 18 年度の成人者数は 314 名、19 年度は 298 名でした。

出生数は、平成 18 年度が 130 名、19 年度は 118 名でした。

以上のように年々少子化が進み、成人者数と比較しますと半分以下の出生状況であります。この少子化の現実は、深刻に受け止めなければなりません。

なぜならば子供達は、将来のみなかみ町を、そして日本を支える重要な役割を担っているからであります。したがって今や、少子化対策は、子育てを夫婦や家族に任せるだけでなく、国の税制改正等によって、社会全体で負担する制度設計に変えるべきであります。

ましてや結婚・出産に際しては、大幅に税を控除するべきであるし、さらにはお祝いとして財政措置等で応援するのは当然であります。

なぜならば、このままの状態を放置すれば、地域や町は勿論のこと、国全体に大きな歪みが生じ、福祉国家の基盤である社会保障制度が崩壊してしまうからであります。

町は来年度から、独自の少子化対策を考えて、この 9 月議会に「子育て支援に関する条例」の制定をお願いしております。ご議決を下さいますようにお願い申し上げます。

以上、時代背景を含めて、私の考え方を申し上げましたが、「結婚対策」は如何にして、男女の出会いを創るかであります。現実として、未婚率が上昇し、晩婚化が進んでいますが、未婚の男女を如何にして結婚する気にさせるか、全てはそこにあります。

私は今までに何組かの媒酌人を務め、また私の取り持ちでカップルも誕生させ、既にそうしたカップルの子供も結婚し、孫が生まれています。いずれにしても、男女の出会いを創ることが肝心であります。

私の経験では、新治村長時代に「結婚相談員制度」をお願いして取り組んだことがありました。本町は今年、まちづくり基本条例を制定しましたので、この機会に旧町村単位に相談員制度を設けて、活発な情報交換が出来るような体制づくりも一つの方法であろうと考えております。また、大沢知事は行政懇談会で、(仮称)「群馬県少子化対策推進本部」を組織して、積極的に取り組む姿勢を示しております。町でも県とうまく連携を取りながら、「嫁対策」、「結婚対策」に取り組んでまいりたいと考えております。

議会でも組織の編成並びに、今後の取り組みについて、ぜひお力添えをいただきたいとお願いを申し上げる次第であります。

なお、本町は「利根川源流の町」として、利根川を核に交流事業を積極的に進めています。現在、千葉市・さいたま市・取手市・江戸川区、さらには所沢市・伊奈町等と自治体交流を盛んにし、物産交流やお祭り・花火大会等の交流を行っております。これらの交流の中には、それぞれの地域の現状や諸問題を語る機会がありますので、今後の交流事業の中で、環境問題、地域住民の交流や結婚対策等についても提案し、交流の場づくりや推進

方法等についても協議を重ねていきたいと思います。併せてご支援をいただければ有り難いと思う次第であります。以上で答弁といたします。

議長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 農商工連携の関係なのですが、やはりこの中にはいろいろな事業が取り組まれております。農林水産省だけでも、約100億円、経済産業省で約102億6千万円の予算が付いているのですね。そういう中において、地産地消活動、そしてまた、人材の発掘等についても、いろいろ柔軟的な事業もあるわけなのですけれども、やはりそういうこともしっかりと研究して、また私も議員活動の一環として、いろいろ勉強させていただき、いろいろご意見申し上げたいと思います。

先程、答弁の中で、農商工連携促進協議会を立ち上げたいというお話しでありましたけれども、具体的には関連するどのような方をメンバーに考えているのか、また、その立ち上げる時期等について、具体的にお聞かせ願えればと思います。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） ご質問は、農商工連携の促進協議会についてでありますけれども、私自身も阿部議員から言われまして、先程も言いましたように、この法律を勉強したところであります。そういう中で、これから異業種が上手く連携をとる中で、地域産業等、振興を含める中で、これから取り組んでいかなければならない時代が来ているなと思った次第であります。

特に、この町は利根川源流の町でありますし、その中に観光農業、さらには工業という、この3つを上手く織りなすことによって、みなかみ町らしさを出しながら、町づくりをするべきであろうと思っているわけでありまして、そういう意味からも、農商工連携促進法に基づいた諸事業を上手く導入することが大事かなと思いました。

そのためには、現在はそれぞれ異業種間バラバラですけれども、やはりこれからは一体化した中での取り組みが極めて大切であろうと思いまして、阿部議員のご提案から思ったことは、まずは協議会を立ち上げて、そこで今の現在状勢等をよく分析しながら、将来において、どのような取り組みをするか、いろいろ議論ができたら素晴らしいと思っております。

したがいまして、時期等については、これは出来るだけ早く作った方が良いと思いますし、議会におきましても、産觀常任委員会があるわけでありますから、行政と一つ連携を取ってもらいまして、この協議会づくりにお力添えをいただければと思います。

より早く作ることが、懸命であろうと思います。

議長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 早めに立ち上げていただき、しっかりとやはり、これは異業種間の交流ですから、皆、異業種間でも、町を支えているのはそういう方々、またそこに携わる方々が町を支えているわけでありますから、ぜひとも地域振興の一環として、やはり全町を上げて取り組んでいただきたいと思います。

そして、一つ農商工連携の例を言いますと、「たくみの里の飲むヨーグルト」ですか、あれが地元の酪農家の生乳を公社の加工所で加工し、商品化し、そして、町内外の商店で販売している、まさに旧新治村時代に作った、あれが個人的には理想的な大変良いモデルだと思います。まだまだ、そういう潜在的な、商品化して町内外に売り出せるものがあるの

ではないかと思いまして、そういう意味も含めて、ぜひ協議会の中で議論をしていただき、前進していただければと思います。

つづきまして、森林セラピーにつきましては、まさに今、町長の答弁の中にありましたように、環境を売る、そしてまた、それによって交流人口を増やすために総合的な観光振興、また地域興しのためにも取り組んでいただければと思います。

嫁対策につきまして、2次質問をさせていただきます。

結婚観、町長の人生の大先輩でありますから、いろいろと私も身にしみる思いで聞いた部分があるのですけれども、交流事業を現在やっているわけですけれども、具体的にそのような出会いと言いましょうか、そういう呼びかけ、募集を図るつもりが、今後、もちろん相手のあることですから、相手と話し合いをした上で一歩進むべきことだと思うのですけれども、そういう働きかけをしていくつもりがあるのか、ないのかということを町長もしくは担当課長からお伺いしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 阿部議員の質問の中でも触れられておりました、また町長の答弁のとおり、幸いみなみ町におきましては、千葉市、取手市、さいたま市、江戸川区等との交流があります。

非公式ではあるわけですけれども、この中で、すでに対話の場を設ける必要性、その取り組みについてはする必要があるということで話題に出ております。

したがいまして、実現に向けては、個人のプライバシー等、いろいろとクリアしなければならない問題があるわけなのですけれども、何とか来年度以降、実現に向けて取り組んでいかなければということで考えております。以上よろしくお願ひいたします。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 幸いにして、そういう事務レベルにおいて、そういう話題が出ていたりすることであるならばですね、ぜひ相手方にも理解を得ていただき、また自然環境に恵まれた町の温泉や空気、森林を味わっていただくためにも、結婚とかそういう堅い意味でなくとも、大勢の若者に来ていただき、そして輪を広げていただき、交流人口を増やすべく努力をしていくためにも、そういう取り組みをしていただければと思います。

以上、お願い、要望等を交えた中で、これからそれぞれ質問した内容について、一歩一歩確実に取り組んでいただくことを確信しましたので、以上をもちまして私の一般質問は終わりにさせていただきます。

議 長（傳田創司君） これにて、2番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序第2 9番 島崎栄一 1. 家庭用ゴミ袋は実費のみの価格に引き下げるべきだ

議 長（傳田創司君） 次に、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 一般質問をいたします。

家庭用ゴミ袋の値段は、実費のみに値下げするべきであるという主張でございます。

みなかみ町に住む人々は、税金を納めています。町民税に固定資産税、消費税やガソリン税、何のために税金を納めるのか、それは個人や民間で行うより公共のサービスとして行った方が、合理的なものを実行するための費用をみんなで分担して出し合っているのだと思います。

民間の経済は、基本的に受益者負担です。焼き肉を食べるという受益を受ける人がその費用を店に払います。それに対し、行政の行うサービスは受益者負担ではありません。

例えば、町道は費用をかけて作りますが、その道を通る受益者からいちいち料金を取つたりはしません。あちこちに料金所を作つて、いちいちお金を取られたら、気軽に出かけられなくなるし、無駄な時間やコストがかかります。

税金として、一括で費用をみんなから集め、作った後は、みんなが自由に利用できる方が使いやすいし、全体として、コストが安く済むのです。

道路をみんなが自由に使って、活動した方が経済も発展します。原則としては、みんなで協力して行った方が良いもの、費用が安く済むものは行政で、個人的に行つた方が良いもの、民間でやつた方が費用が安く済むものは民間で行うべきだと思います。

さて、家庭から出たゴミの処分は行政でやるべきか、民間で行うべきか、各家庭がいちいち費用を出して、ゴミ処分をするならば、その負担に耐えられない家庭はゴミ処分が出来なくなり、結局地域が汚れて、みんなが迷惑を受けます。

費用を払うのが嫌であちこち山道にゴミを撒かれたら、みんなが不快な思いをします。

各家庭で、ゴミを燃やせば臭いはするし、環境にも良くありません。

家庭のゴミ処分は、公共で行政サービスとして行うべきものでしょう。

前橋市や沼田市は、家庭用のゴミ袋は無料、袋代の実費だけです。市民は税金を払い、行政はその税金でゴミ処分をします。対して、みなかみ町では家庭用のゴミ袋は有料です。処分費用を上乗せされた値段で、指定されたゴミ袋が売られています。

高い値段のゴミ袋は、いわば税金の二重取りです。みなかみ町の町民は、前橋市や沼田市の市民より重い税金を払っているのです。年間4,500万円、みなかみ町民は余計に税金を取られているようなものです。みなかみ町には、毎年、40億円もの地方交付税が支給されます。町民からの税金も40億円あります。

これほどの大金が集まる町が、なぜ家庭用のゴミ袋を高く売らなければならぬのでしょうか、大きな疑問です。

夕張市では、重い負担に低い行政サービスに嫌気がさして、住民が逃げ出しているようです。古くは、千年前の律令の時代、重い負担に耐えかねて、農民は農地から逃げ出しました。みなかみ町の人口減少率は、利根沼田でも高く、家庭用のゴミ袋の値段も一番高くなっています。燃えるゴミ袋の大の値段は、みなかみ町が1枚70円、川場村と昭和村が40円、片品村が17円、沼田市が実費のみの約10円です。世の中は、資本主義です。

安ければ、需要が増えるし、高ければ、需要が減ります。

軽い負担、良好なサービスを行う自治体は人口が増え、重い負担、低いサービスを行う自治体からは住民が逃げ出します。

これから的地方交付税は人口が基本となるでしょう。人口が増えれば、町税も増えます。みなかみ町は、重い負担、人口の減少、人が減ることにより一人当たりの負担がさらに増加し、地方交付税も減り、さらに人口減少が加速するという悪循環に陥りかけています。

ゴミ袋が高いと、町民は嘆いています。ここは一発、家庭用のゴミ袋を実費のみの値段

に引き下げましょう。無駄を省いて、合理的な行政を行い、行政サービスの質を上げ、住民負担を引き下げる、人口の増加に結びつけ、悪循環から抜け出して、好循環の町にするべきです。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 家庭用ゴミ袋の価格引き下げについての質問であります。

奥利根アメニティパークは、平成19年度実績で、ゴミの搬入量は可燃・不燃・粗大ゴミ等で6,700トン、カン・瓶・ペットボトル・古紙等の資源ゴミが1,050トンの、合計7,750トンの一般廃棄物が出されています。このうち5,380トンが指定袋で搬入されていますが、開業当時から指定袋の料金について議論がありました。

町指定のゴミ袋は、開業当初から収集運搬に関する経費を目安に販売していましたが、19年度実績では指定袋の販売代金が5,975万円に対し、収集運搬代等は6,619万円であり、収集運搬代が644万円ほど上回っています。年々増えるゴミの減量化は町の至上命題ですが、分別の推進と資源化、更には生ゴミ処理機やコンポスター購入の補助金、加えて生ゴミの堆肥化等を進めています。

そこで島崎議員は、「利用料を取ることは、税金の二重取りに当たる。」ということでありますけれども、これは「みなかみ町手数料条例第2条第1項44号」により徴収する手数料でありますし、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の行政事務に対し、手数料が徴収できることになっており、多くの自治体も行っています。

しかし、全国の中には、ゴミの有料化は違法であると係争中の自治体もありますが、本町の財政状況ではこれ以上、清掃費に税金を投入することは不可能であります。

既に、平成19年度の決算書の通り、塵芥処理費6,600万円とアメニティパーク管理費等5億6,700万円を合わせますと、6億3,300万円以上の税金が使われています。

町民の皆さんには、処理費の一部を負担することによって、前に述べたようにゴミの排出抑制、排出の実態に応じた負担の公平化等が図られ、ゴミ袋の有料化は町民の意識改革と直接的なゴミの減量化につながり、ゴミ処理経費の節減に貢献していると思います。

また、奥利根アメニティパークのゴミ処理施設は、地元の協力を得ながら10年が経過し、大きなトラブルもなく稼働してまいりました。

しかし、昨今の環境問題においては、脱臭に大量の灯油を消費し、CO₂の排出を余儀なくされております。このような中で、本年の洞爺湖サミットでは低炭素社会の構築とCO₂の削減が主要テーマとなり、今や地球規模で取り組むことが必要であります。

今議会には『みなかみ・水・「環境力」宣言』を提案しました。

ご議決後は「利根川源流の町」から、国内はもとより、全世界に環境宣言を発信して、森林・山・川を守る運動を展開していきたいと考えております。

今後はゴミ処理を行う上で、新たな課題として、CO₂の削減とバイオマス・エネルギーの問題がクローズアップされてきます。このようなことから、ゴミ処理は今後とも多額な経費がかかりますので、ゴミ処理施設の延命も含め、一層の減量化が必要となります。

従って、ゴミの指定袋は、現行通り取り扱っていきたいと考えております。

「有料化」を導入する目的は、排出量に応じて住民負担を公平にすると共に、ゴミ処理の経費を削減し、分別や資源化によってゴミに対する住民意識を高めるところにあります。

この手数料は、ゴミ処理費用の一部として、施設の維持管理や啓発費に使われています。

手数料は、受益者負担の原則と排出の抑制を意図して設けられてきております。

本町のゴミ処理経費は、ゴミ収集、運搬費、人件費、燃料費、光熱水費、薬品費、補修費などで構成されています。1 kg の処理量は 75 円かかります。

例えば、70 円の 40 リットルの袋は、10 kg 入る前提で計算しますと、1 袋あたり 750 円のゴミ処理の経費となります。従って、一袋あたり税金の投入が 680 円となります。ゴミをたくさん出すほど、税金が多く使われ、資源化やゴミの減量に熱心な人は、税金が使われないことになります。

本町のゴミ分別方法は、ゴミの資源化で無料や低額で排出できるようになっており、これを徹底することでゴミの排出量が削減でき、ゴミ袋の使用も削減できます。

また、生ゴミなどは、コンポスト容器や電動生ゴミ処理機などの補助があり、これらを使うことにより大幅な減量が図れるものと思います。

参考までに、先日のテレビ放映では、全国でゴミ有料化をしている 1,800 の自治体のうち 1,400 はゴミ袋の値上げを実施、または値上げを予定しているとの報道がありました。これらを合わせて申し上げて、答弁いたします。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 大きなトラブルもなく稼働してきたということでしたけども、焼却部分が機能停止をして、茨城県に運んでいるという意味では、大きなトラブルはあったのかなと思います。

それから、ゴミの減量化ということですけども、こちらの方は分別、資源として回収するということで減らすということですけども、その方向性について、それは良くないと言っているわけではないです。

新聞・ガラス・缶とかですね、金属、そういうものになるべく分別していただいて、資源化して、ゴミとしないようにしようということは大変良いことですから、それは町としても、また住民運動としても進めていけば良いことですし、都会と違って、田舎の人っていうのは、結構分別がありますので、そういうことを行政から、これを処分すると 10 キロ 700 円かかるから、なるべく分別してやってくれると町も税金を使わなくて助かりますしっていうことで、理由をきちんと説明して、みんなに協力を求めれば、じゃあ俺たちも協力しなきゃなってことで、やってくれる人たちだと思います、みなかみ町の人たちは。

そのゴミ袋を高くして、出す人は高く取るんだっていうふうなことを言わなくともですね、普通に説得して、運動していくべきですね、広めて啓蒙活動していくべき、協力してくれる人たちが新治にも、月夜野にも、水上にもたくさん住んでいると思っています。

その中で敢えて、今回このゴミ袋の値段について、言ったのはやはり各地域を回っていて、高いということで不満というのですか、思っている人がたくさんいます。

実際、1枚 70 円ですけども、買う場合は 20 枚ですので、1,400 円ですね。

千円札以上を出すわけですよ。地域の中には一人暮らしの人もいます。高齢者世帯も結構増えています。そういう人たちは年金が自分の収入なんですけども、一月 3 万とかですね、一月 4 万円という年金の人もいます。そういう人たちが、いろいろな電気代だ、水道代だって、その払った後にですね、介護保険を天引きした後に、さらに自分の何かいろいろなビニールのような変なゴミが出ちやった場合に集めて捨てるときの、その袋を買うのにまた千円以上出さなくちゃいけないっていうところがですね、これはちょっと可哀想だと。

例えば、年収 500 万、600 万ある人はですね、そういうことでお金を出しても、千円ちょっと出しても別に負担はないんかもしないんですけども、やはり年収の低い人も住んでますんで、それを一律年収関係なくゴミ袋は金出せってことになりますと、やはりお年寄りの方とかですね、収入の低い方に厳しい政治かなと思います。

その辺で、優しさって言うんですかね、そういうのを持てば、そういう人たちのことを考えれば、ゴミ処分はほとんど 8~9 割方もう行政の責任としてやっているわけですから、あとちょっと 10% ですね、やればいいわけですから、その部分はやりましょうということで、その負担は年額 4 千万円ぐらいだと思います。

それをやってですね、ただゴミの減量化をしなくちゃなんないんで、住民の皆さん協力して下さいっていうことであれば、町がそういうふうにやるんであれば、増やそうつうひとはいないと思いますよね。

みんな税金を払っているのは行政サービスのために払っているのであって、ゴミ処分は行政サービスとして税金の中でやるべきであって、コストが高いんだったら、いかにコストを安くゴミ処分が出来るかっていうのを追求していってもらいたいなと思います。

議 長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。

（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） 島崎議員の質問の中に年収の低い人には厳しいというご指摘でございますが、やはりゴミを多く出す人には多く負担していただく、これが基本でございます。

ですから、ゴミを少なめに出す場合はやはりゴミ袋代、運搬賃程度なのですが、それを負担していただくということです。

また、国の方針としても有料化という方向に現在向いております。それが良いかどうかと言う問題については、また他県で係争中の場合もございますが、そういうことでやはりゴミそのものというは有料化することによって、やはり減量も図れますので、そういう方向に行っているものと理解しております。

また、ゴミの減量化ということは、分別することによってゴミは資源化します。それを今後も町としては進めていく、そういう考え方であります。以上です。

議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君。

（9 番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） ゴミをたくさん出す人は負担が重く、少ない人はって言うんですけども、わざとですね、ゴミを増やす人、家庭のゴミをわざと多くする人っていうのはいないで、自然、自然と出てしまうものを捨ててるということであって、高いから、安いからっていうんで、ゴミを増やそうとか、減らそうなんてことは住民は考えないと思います。

1,400 円という値段が 4 万円の年金暮らしの一人暮らしのお年寄りにとって高いんだっていうことは認識してもらいたいですよね。

税金でやってるわけですよ、今でも行政サービスとして、ほとんど 9 割が。その中でさらに出す人からは金を取って、減らすようにやれっていうふうな言い方をするのではなくてですね、家庭用のゴミについては町民税もらってる責任上、行政の責任として一生懸命やりますと、ただ皆さんむやみやたらと増やしてもらうと、資源になるものまで捨ててるともったいないので、ぜひ分別に協力してってことで、そういうことを進めるべきだと思ってですね、お金でひっぱたいて減らそうつうのは良くないんじゃないかなと。

例えば、その悪影響の一つとしては、燃しちゃってる人が結構います。

出すと金かかるから、燃しちゃえっていうんで燃してる人います。結構、田舎ですので

近所の人がいない場合はやっちゃんつけてる人もいますし、あとはもっと悪いのは沼田のゴミ袋を買ってくれば安く捨てられるからっていうんで、沼田のゴミ袋を買って、沼田に捨てちゃってる人もいるようです。

そういう迷惑っていうのを副作用として生んでますので、やはりゴミの分別収集は啓蒙活動を一生懸命やると、ただしお金をふんだくるという発想、それで懲罰的にですね、金を高く取ることによって減らさせるんだっていう考えではなくて、あくまでも地道に説得していくって、いやただゴミ処分については、家庭用については行政サービスの責任ですからっていうことで、やって欲しいなと、そういう姿勢を持つことによって、住民の皆さんがあなたがみなかみ町つつの住んでて良いとこだなと、住みやすいとこだなと思ってもらえますし、何て言うんですかね、ほかのそういうことを周りに知られれば、ああじゃあ家建てるならみなかみ町の方が得だなっていうふうに思われれば人口も増えると、そうすれば住民税も増えますし、固定資産税も増えますし、なるべく皆が住みたいなという町づくりにしてもらいたいなと思うということです。

今回、この質問をするきっかけは、実は私の同級生からですね、話したときにですね、ゴミ袋が高いっていうことを言われて、仕事もそんなにみなかみ町ないし、こんなにいろいろ金取られるんだったら、はあ東京でもどこでも引っ越した方が良いやいなっていうことを言われたんですよ。仕事について、東京、前橋とかですね、あっちがたくさんあるのは分かりますし、しかも向こうの生活費も安く済むとなって、で、仕事もない、ゴミ袋も高い、水道料も高いっていうことになってきたら、ここに住んでる意味がなくなりますよね。

だから、仕事については田舎と都会で勝負すれば、ある程度まあ勝負にならない面もありますけども、生活環境は自然が豊かとかですね、生活費が安いっていうところで、ああ田舎に住むのも良いなってことでここからどこかに通ったりとか、ここで何とか商売して住んでみたいなっていう、そういう魅力のある町にしていかなくちゃいけないと思います。

そういうなかで、ゴミ袋を値段を高く取ってる、利根沼田でも一番高いという、この姿勢はあまり誉められたものではないと思います。

議長（傳田創司君） はい、ただ今の発言に対しまして、島崎議員、希望、要望ということで良いですか。

9番（島崎栄一君） 答弁を求めます。私の意見に対して、どう思うのか。

議長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。

（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） 島崎議員の仰るとおり、ゴミ袋は安い方が良いということは誰もが考へているかもしれません。

しかしですね、町の財政を考えたときにやはりこういうものは、大変なことではないかと思います。また、沼田市のゴミ袋を買ってきて、沼田市に出すっていう話を先程されたのですが、そういうことは私は聞いたことはございません。

また、確かに1,400円ゴミ袋かかります。1枚（大）70円ですから。ですが、やはり先程申し上げたようにですね、ゴミを多く出す人にはやはり多く負担していただく、これが基本でございます。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 今、財政ということが出ましたので、言わしてもらいたいと思うんですけど

ども。町はですね、無駄遣いしてるんではないかと思います。

例えますね、須川小学校の前に保育園がありまして、つい3年ぐらい前にですね、5千万円かけてリース契約をして、坂下から保育園、日の当たる場所に、良い場所に、環境の良い所についてことで5千万円かけてですね、保育園を整備しました。

で、それがですね、もう今度は来年ですね、今年か、1億円で須川小を直してやりますということで言えば、その5千万円については3年分しか役立っていないという意味では、税金の使い方とすれば、無駄遣いと言われてもしようがないと。

そういうことを平気で書いてですね、財政難だから、ゴミ袋も高くしなくちゃなんないっていうのもおかしいですし、あとですね、まあ第3セクターの施設で食堂経営している所に町はお金を出しています。

民間の人は自分でお金を借りてきて、自分で貯金した金をつぎ込んで店を建てて、自分で仕入れて、自分で従業員の給料払って、食堂を経営して、それでその部分で儲かった分、税金で納めてるということで勝負してるわけですけども、建物は町が造ってくれて、その運営費で足りない分は指定管理料でお金もらって、それで同じ食堂というものを経営してあるところもあるわけですね。そういう所の費用を出していく、財政難だから、ゴミ袋は高いっていうのは、そっちをカットが先ではないですかって言いたいですね。

食堂っていうのは、その最低限独立財産、また普通は民間でやるべきものであって、そこに税金をつぎ込んでいながら、財政難だからゴミ袋は高いっていうのは、おかしいと思いますけども。

町長（鈴木和雄君） 食堂経営ってどこのことですか。

9番（島崎栄一君） 桃李館。ラーメン出てないですか、焼き肉食べられないですか、食べられますよね。

町長（鈴木和雄君） あれは食堂経営ではないよ。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君に申し上げます。

通告の内容と違い、質問趣旨が節約の方へ変わってしまっている状況で、この件に関しまして、当局からの答弁が出来ましたら、答弁をお願いします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 指定袋の70円をいくらにしろと言うのだから分かりませんけれども、その値段が高いという一つの話のようあります。

それは先程も答えましたけれども、やはり開業当時、この指定袋について、いろいろ議論をしてきたわけですけれども、やはり収集運搬代に見合うぐらいの代金は払ってもらおうと、そういう一つの結論になったということを先程申し上げました。

そういうことで、その後、10年ですけれども、今これに対して、今島崎議員の方としてはいくら下げるか知りませんけれども、下げるということになりますと、それは結局、行政が負担するということは、税金ですよね、税金で負担しろっていうことですよね。

行政というのは、やはり町民から税金をいただいて、それで行政運営をやっているわけですから、だから、そのしわ寄せはどこかに行ってしまうわけですよ、それは。財布は同じですから。

だから、今現在、この事業もそれはその時点、その時点でいろいろ問題があるかもしれないけれども、あったかもしれないけれども、それをクリアしながら、何とかゴミ処理が上手く行くように今日に至っているわけですね。この仕事というものは止めるわけに行かない。したがって、常に施設を管理しながらも、また先を見ながらも、時代をにらみな

がらも、ではどういう施設にして、どういう形態にしたら良いかということを常にまた考えなくてはならない。

先程、島崎議員の話ですと、要するにゴミは行政がやるべきだという話ですよね。

私はそうは思っていないのですよ。これからは、このゴミ処理行政は、民間がやる時代が来るかもしれない、本来は私はその方が良いと思います。そうしますと、先程の受益者負担の話になるのですけれども、そこで民間に総て委託してしまった場合は、今よりも料金が高くなる可能性がある、ではそういうときにはどうするか、そこはやはりその時点で時代背景をにらみながら、やはり行政というものがうまく介入し、議論する中で方向を決めていくことがこれから必要なのだろうと思っています。

このゴミ処理については、それは誰しもが収集等に当たってタダになるのが一番いいけれども、それはだけれども実際不可能ではないのですか、ちゃんととした一つの法律があり、条例があり、それに基づいてやっているわけでありますから、税金で作ったのだから、全部それは要するにタダにしろっていう一つの論法は、これは無理な話ではないのですかねえ、そういうのがありますか。

例えば、資源リサイクルセンターにしたってそうでしょう。やはりそれなりの受益者負担を取りますよという前提でああいう事業は成り立っているわけですね。国・県から補助金をもらいながらも、事業が成り立っているわけですから、やはり公衆衛生のためにやる事業であっても、やはり受益者負担を前提として、やはり進めていくべきだと思うし、私はあつたっていいと思うのですけれどもね。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 私は受益者負担ではない方が良いと思うんです。やっぱ協働の精神で、みんなの助け合いの精神でやるべきものではないかと思います。

それから、無理じゃないかと言うけども、隣の沼田市でもやってますし、前橋市でもやってますから、無理じゃないと思います。

何が言いたいかっていうと、根本的には優先順位ですね。お金の税金の使い道の優先順位として、この家庭用のゴミ袋の処分料をお金取って有料でやるよりはそれはちゃんと行政の責任でやって、その分の費用以外にですね、もっと行政としてはこれは疑問だなっていう費用が出費が結構見られるんで、そっちを削って、こっちはやるべきだというのが私の意見です、優先として。

これは家庭用のゴミ袋については行政の責任としては優先度が高いと、じゃそれよりも優先度が低い所に出費がなされていますよというのが私の意見です。ぜひこの辺をですね、考えをですね、だんだんと変えていただいて、住みやすい町にしていただければと思います。答弁を求めましょう、はい。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 島崎議員言われるとおり、私も優先順位をつけて行政をやっています。

開会の時にも申し上げましたように、一つは財政再建であり、それを目鼻を付ける中で、懸案事項に取り組んできましたと申し上げました。

そういう中での一つの優先順位は、私は教育施設整備なのです。一番最優先においているのは教育施設整備です。

ゴミ処理施設等については、すでに今、ちゃんとした基盤が10年という歴史の中で、ちゃんとした基盤を持って今うまく回っていると思うのですよ。

今、行政にはいっぱいありますけれども、もう議員もご案内のとおり、今の教育施設の実態等については良くお分かりですよね。私はまずここに最優先をかけて、やはり安全な学校教育施設を作り、その中で子供たちが勉強できる環境を作りたいというのが、私は第一優先です。

その次はやはり道路行政ですよね。この実態を見て、合併してみてお分かりのとおりです。これだけの一つの素晴らしいものを持っていながらも、言うならば、社会資本の整備、一つには道路、情報網、通信網、これが整備されていない、これが整備されることが一つのこれから大きく発展させるところにつながると思っているし、だから、それに対して今、道路問題も光ファイバーの問題も今精力的に取り組んでいるというところです。

そういう一つの順序を付けながら、町づくりをしながら、財政執行をしながら、財政的にも冒頭開会の挨拶で申し上げたような一つの方向に進みつつあるので良かったかなと、これをまたさらに強固なものにして、また新しい一つの行政サービスというのもいろいろ考えながら、このみなかみ町に町民の方が魅力を感じて、またさらには外部の方々が魅力を感じて、この町に住んでもらえるような、そういうまちづくりをしたいというのが私の考え方でやっております。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君に申し上げます。持ち時間、残り 5 分を切りましたので、最後を上手にまとめていただきたいと思います。

9 番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 優先順位というのが、やはり政治の一番難しい面だし、大事な所だと思います。そういう中で、教育施設、それから道路について優先度が高いということは、それは同意見です。

ただ、他にもいろいろ出費していく中で、その中では優先度が低いのがあるんじゃないですかと、それよりは家庭のゴミ袋の費用を削減して、値段を下げるやつで、住民が楽になるようにした方が良いんじゃないんですかという意見ですね。

例えば、豊楽館でおみやげ物を売っていますけども、業者のですね、前橋とかですね、そういうところの業者が持ってきたようなお土産物を売ったりしています。

あそこの建物を建てるのに税金を使ってますし、また指定管理料と言うか、毎年の運営費にも、いろんな形でお金も入っています。そういう中で、町外の業者がお土産物を売る場所を提供するのにお金をかけていながらですね、一般家庭のゴミ袋を高くしたままというのは優先順位が違うんじゃないのかというふうに、一例ですとそういうふうに思います。

ほかにも何件かありますけども、その点はそんなふうに思いますので、決して道路とか、教育施設が優先度が低いと言っていなくて、そっちはそっちでやんなくちゃいけないけども、ほかによく精査して、優先度の低いもの、ちょっと疑問なものをちゃんと洗い直してですね、その辺のお金を節約して、より住民生活に結びつくサービスに入れていただきたいとそう思います。これで一般質問を終わりたいと思います。

議 長（傳田創司君） これにて、9番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時40分より再開いたします。
（10時24分 休憩）

(10時40分 再開)

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

開会時、欠となっていました鈴木幸久議員、幸知小学校並びに第2保育園の運動会ということで出席をしていただきまして、ただ今戻られましたので、よろしくお願ひします。

**通告順序第3 5番 河合生博 1. テレビ難視聴対策について
2. ふるさと納税制度について**

議長（傳田創司君） 次に、5番河合生博君の質問を許可いたします。

（5番 河合生博君登壇）

5番（河合生博君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

テレビ難視聴対策について、ふるさと納税制度についての2点についてお伺いいたします。

まず、テレビ難視聴対策についてあります。

現在、我が国の国民生活を考えるときに、どの家庭でもテレビはあり、綺麗に見えるのが当然と思われる生活状態が現状であります。

日本国が国策として導入を決定した地上デジタル放送への切り替えが、2011年7月24日、もう3年を切ってまいりました。これは現在のアナログ放送が同日をもって終了して、地上デジタル放送へ切り替わるものであり、難視聴地域でどのような改善が図られるのか、期待を寄せるものであります。

当みなみ町は総面積780.91km²、全国町村面積16位、群馬県1位の広大な面積で、複雑な地形を要している山岳地域であります。

このような地域では、難視聴地域が発生する可能性が多くあり、行政が対応に苦慮すべき問題があることはよく理解するところであります。

難視聴対策については町当局同様、議員も町民から切実な相談を受けてまいりました。

当町での有線共聴数と、今までの町の取り組み・方針について、町長にお伺いします。

次に、テレビ電波事業は調査をし、勉強をするほどに難しい問題であり、現在の状況で仮に大きな中継局を設置しても、見えていた場所が見えなくなる、新たな電波障害や難視聴地域全域をカバーすることが大変悩ましい問題であります。そうした状況を踏まえるとデジタル化への対応が間に合うのか、映らなかつたらどこまで負担したらいいのかという不安を抱いているのも事実であります。

地上デジタル放送開始に向けて、総務省の方針では1世帯当たり3万5千円は自己負担、超えた金額については国と町が2分の1ずつ負担をし、町の負担分については交付税措置されると伺っております。

また、情報では、総務省は規制緩和の一環として、テレビ事業者に認めてきたミニサテライト局の免許を地方自治体にも交付すると言われております。

本年6月の国会において制定された改正電波法で、電波利用料の一部を当該補助金への使途とする改正でした。この改正法制定により、国において、電波遮蔽対策補助要項が制定され、県補助要項も7月下旬に制定されました。

みなみ町でも、この制度を制定し、町として地上デジタル放送への対応を十分行い、放送開始後も、なお難視聴地域が発生した場合には、行政の責任として、ミニサテライト

局、ギャップフィラー等の中継局を設置すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、ふるさと納税制度を見据えた現在までの取り組みの考え方と、町が認識する問題点についてお伺いいたします。

自主財源に乏しい地方自治体にとって、期待の持てる制度として、ふるさと納税制度が注目されています。平成 20 年 4 月地方税法の改正によって、この制度が創設されました。

町でも今定例会において、議案第 87 号により条例を制定しようとしています。

現在までの取り組みへの考え方と、町が認識する問題点について、町長の見解をお伺いしたい。

現在、ふるさと納税制度をにらみ、全国の地方自治体による納税者誘致合戦は過熱をしてまいりました。本制度に取り組む場合、選挙と同じように、親戚知人に声をかけるのが確実だと思われますが、しかし、町長・職員・議員が声をかけても、広がりに限界があります。最大の効果を与えるには、町民皆様全員にふるさと納税制度をしていただき、親戚知人に声をかけていただき、みなみ町出身者である準町民の皆様方の理解と協力を得ることが最良であると考えられます。

そして、幸いなことに当町には、年間 4 百万人弱もの観光客が訪れています。

その内 15% の人々は、みなみ町が好きで、毎年訪れてくれるリピーターであります。15% といつても約 60 万人、みなみ町が大好きな人たちが、実在しているのが現実であります。

私自身、この 3 月頃から、毎年訪れてくださるリピーターのお客様にふるさと納税制度の話をして、3 月当時でしたから、もし法律が出来たとき協力してくれるのかどうか聞いてみると、ほとんどの人たちが理解してくださり、「どうせ払う税金の一部だから協力するよ。」とこのような理解をしてくれている人たちが多くて、これなら希望の持てる制度だし、このような広め方で良いのかなと確信いたしました。

このように広がった場合、みなみ町を含み人口は、減少している町としては大変な人口増であります。町長の見解をお伺いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 河合生博議員のご質問にお答えいたします。

まず、テレビ難視聴対策についてであります。

ご案内の通り、平成 23 年 7 月 24 日に、地上アナログ放送は終了し、地上デジタル放送に切り替わります。ご質問は、これに伴うテレビ難視聴対策についての取り組みであります。この取り組みは、国の「テレビ共同視聴設備整備補助制度」に基づいて行います。

この制度は、市町村または共同視聴組合が実施主体となり、町の負担は全体の改修総額から、加入世帯数に 1 世帯 3 万 5 千円を乗じた額を差し引いた残額の 4 分の 1 であり、県補助も 4 分の 1 であり、国庫補助は諸条件により異なりますが、概ね 2 分の 1 であります。

但し、この補助を受けるには、予め有線テレビジョン放送法及び有線電気通信法等の許認可が必要となっております。

本町内の共同視聴組合数は、NHK 共同視聴が 18 組合、東京電力送電補償による共同視聴が 3 組合、JR 新幹線の補償による共同視聴 1 組合、自主共同視聴 13 組合の計 35 組合、世帯数にしますと約 2,200 世帯であります。

現在までの町の対応は、平成 18 年 10 月に各区長さんを通じて、共同視聴組合の実態

調査を含め、計7回の調査を実施してきました。

各共同視聴組合における改修状況を申し上げますと、NHK共同視聴はNHK前橋放送局を通じて、早期に改修を要望してきたところであります。

現在、18のうち10組合が改修済みであり、もしくは受信可能となっております。

東京電力共同視聴は、設置当時から所有権を組合へ移譲しています。また、JR共同視聴は、デジタル化を機会に移譲すると伺っております。

したがって、補償による共同視聴は、自ら整備することになります。また、共架料等は有料になることが予測されます。自主共同視聴は、UHFを受信しているケースが多く、アンテナ交換等の軽微な改修で受信可能となり、既に4分の3以上の組合が視聴しています。

しかし、一部組合はVHFをUHFに変換するなど、保守業者を交えて調整しているところであります。

次に、町は「地上デジタル放送への対応を充分に行い、行政の責任でミニサテライト局、ギャップフィラー等の中継局を設置して、充分な体制を取るべきである」とのご質問であります。

関連することでありますけれども、地上デジタル放送開始後に、後閑穴切地区、月夜野真沢地区、石倉地区、相俣工貫地区、白石地区、恋越地区、羽場押出地区の計7箇所で、難視が発生するとの報告を受けています。また、建築物の影による都市型の難視も想定されます。

現在、簡易な方法ですけれども、当該地区を中心に受信可否調査を開始しました。

今後、調査結果を組合長等へ提供するなど、整備に向けて万全を期したいと考えております。

しかし、万一難視が発生した場合、国では衛生放送による救済を提案しています。

その期限は5年間ですが、この間に対策を取ることになります。2世帯以下の場合は、「共同視聴設備整備補助制度」が適用されませんので、状況に応じた対策が必要になると考えております。

河合議員の言われるミニサテライト局は1局当たり2,500万円であり、本町の地形状から判断すれば、2~3箇所になると思います。

しかし、各地区の共同視聴施設の改修が進んでいますので、二重投資を避ける意味からも、今回はサテライト局の設置を見送りたいと考えています。将来、共同視聴設備の老朽化が進み、改修が必要になれば、その時点の検討で良いのではないかと考えております。

また、ギャップフィラーは設置費用も安く便利ですが、通常波と再送信波が混信してしまい、障害が発生する危険があると伺っております。

したがって、総務省の許可にあたっては、色々と規制があるようであります。この方式は指向性が高く、一方向の場合は約1km程度、同心円状に多方向の場合は、半径300m程度と、極めて狭い範囲で利用することが出来ます。新たな難視地区など限られた地域には非常に有効ですので、実情に合わせて対応したいと考えております。

現時点で対策が必要な地区は、13地区で約370世帯であります。

概算事業費は2,650万円ですが、先程申し上げました補助率等から、住民負担は1,280万円、国・県補助金1,025万円、残額345万円程が町の負担になります。

既設の上組地区共同受信組合ほか5組合は、平成21年度中に事業化して実施する予定であります。また、新たな難視地区が想定される恋越地区ほか6地区については、平成2

2年度までに完了したいと考えております。

なお、放送開始後に発生する難視対応については、方式を問わず早期に対応すると共に、アナログ放送終了までに万全を期してまいります。

テレビ放送は、日常生活に不可欠な情報手段であります。また、観光立町であることから、住民の誰もが、どこでも地上デジタル放送を受信できるように努めてまいりたいと考えております。議員各位のご指導をお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税制度についてであります。

平成20年度の地方税制改正に「ふるさと納税制度」が盛り込まれました。

この制度は、「ふるさと等居住地以外の自治体」に対して、貢献または応援したいという納税者の思いを実現するために創設された制度であります。そして、地方公共団体に対する寄附制度を見直して、寄附金の一部を所得税に合わせて住民税からも控除するものであります。現在は多くの市町村が、この制度を活用するために寄附金条例等を制定していますが、みなかみ町でも条例制定に向けて調査研究を進めているところであります。

この制度については、賛否両論あるようですが、シンクタンクの調査によれば、8割以上の人人が、少なくとも聞いたことがある、6割以上の人人が「賛成」または「条件付きで賛成である」と答えています。

また、同制度に対するスタンスが、「税収等による地域間の格差是正」と「ふるさとへの恩返しや応援」の手段と見ており、さらには寄附金がどのように使われるか、大きな関心を示しております。したがって、こうした国民意識の動向を的確に捉えた上で、この制度を活用していきたいと考えております。

地方で生まれ、育てられ、教育を受けた人達が進学・就職を機に大都会に移り住み、このような人口移動の流れによって、我国の繁栄は支えられてきました。したがって、その人達に投資を続けた地方に税の還元がなければ、相互関係は維持できないわけであります。

その意味からも、住民税の1割までは税負担が増えることなく故郷に寄付できるようになったことは大変に素晴らしい、感謝をしているところであります。

実際の税額控除は、所得や寄附金の額によって異なりますけれども、給与収入700万円で夫婦、子供2人のケースで4万円を寄附した場合は、翌年の税が3万5千円安くなることになります。

私は前々から「税財源の格差」は、国が地方交付税制度や地方消費税交付金の拡充によって、抜本的な対応策を講じるべきであると主張してきました。

したがって、この「ふるさと納税制度」は、地方自治体が首都圏住民等の賛同や応援を得て、地方が独自に取り組む事業に活用すべきであると考えています。

なぜならば、そこには政策に対する競争が生まれ、地方自治を進化させ、広い視野の中で「地方の時代」が議論できるからであります。

ご案内のとおり、みなかみ町は「利根川源流の町」であります。町村合併にあたっては「谷川連峰・水と森林防人宣言」をしました。そして、悠久の大地を守り、その活用の方向性を示すために「水と森を育む・エコタウンみなかみ」を策定しました。

さらに9月議会には地球温暖化対策が世界的な政策課題となっていることに鑑み、『みなかみ・水・「環境力」宣言』を提案したところであります。

この宣言は「利根川源流の町」のみなかみ町民が、万物は自然環境の中に生かされている現実を訴えると共に、この自然を織りなす森林・山・川を守る運動の先頭に立つことを誓うものであります。そして、理解者を増やし、衆知を集めて、共に額に汗してCO₂を削

減し、水と森林を育む運動に挑戦するものであります。

21世紀は環境の時代であります。それだけに、水源地に住む者も、首都圏や大都市に住む者も、健康で快適な生活の中に生き続けることができるため、水源地の大自然を、そして、それを織りなす森林・山・川を守ろうとする気概を持って欲しいと願うところであります。

なぜならば、人間が自然に与える力と、それによって自然が蘇る力は「環境力」を醸成し、そこに生まれる相互の力とイノベーションで地球環境が守られるからであります。

具体的な取り組みとしては、10月12日に、宝台樹スキー場で「利根川源流森林整備隊」の結団式を行い、その活動がスタートします。ご理解とご協力を願いする次第であります。

当然のこととして、事業の実施には、財源が必要になります。ふるさと納税制度の活用に、大きな期待を寄せているところであります。

「利根川源流森林整備隊」は、「利根川源流森林整備協議会」の事業の一環で行いますが、協議会の設立にあたりましては「全国森林組合連合会」から応援を頂いております。

さらには『みなかみ・水・「環境力」宣言』の基に、「みなかみ町のアイデンティティ」を全面にして取り組む考えであります。

ふるさと納税は人が動かなくてもできる、言わば「心の故郷づくり制度」であります。

それだけに、みなかみ町の良さを「利根川源流の町」から思いを込めて、より広く正確に情報発信しなければなりません。

私は今、新治村長時代に取り組んだ「ふるさと交流便制度」を思い浮かべています。

そして、私達が「自治愛郷」に燃えるように、町外から理解ある納税者の皆さんを迎えることができたら、こんなに素晴らしい「ふるさと自治」の取り組みはないと考えております。そこで、みなかみ町がこの制度に取り組む姿勢を示すためにも出来るだけ早く、「(仮称) みなかみ町ふるさと納税情報センター」を設置したいとこのように考えております。

河合議員のご指摘のとおり、みなかみ町には大勢の観光客が訪れています。

観光・農林業・工業等の産業振興、さらには教育や福祉等、「環境力をキーワードにした町づくり」に対して、一人でも多くの理解者と応援団を増やしていくことが大事であります。『みなかみ・水・「環境力宣言』』を発端として、環境力の向上に資する町の施策を明確にして、大勢の皆さんに賛同を頂ける施策を展開したいと考えております。

ご理解とお力添えをお願い申し上げて答弁いたします。

議長（傳田創司君） 5番河合生博君。

（5番 河合生博君登壇）

5番（河合生博君） 2点、お願いします。

まず、テレビはスイッチを入れれば、映像が出て音が聞こえる、これが現在の生活ですが、テレビなしではとても今の生活は考えられない。

中継局を設置しても、やはり見えていた場所が見えなくなる、想定していない新たな電波障害や難視聴地域全域をカバーすることが大変悩ましい問題であります。

現在のアナログ放送では、この「すき間」の解消には、主にケーブル電送を使っていますが、地上デジタル放送では電波を再送信することが可能になりました。

さらに遅延派による混信妨害にも強いことから実現できたものであります。

しかし、「すき間」を埋めようとしても、新たにまた「すき間」が、電波障害が起きる地域、これは現実に総ての人が地上デジタル放送に変わってみないと分からないのが現実で

あります。その時に、早急な手当、対処を町で考えていただくのが、これが最善ではないかと考えます。そのような具体的な時に用いられる手段を考えておられるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 今の質問のとおり、当然、デジタル放送に移行した後に見えなくなるということもあると思います。そういう部分についても、万全を尽くして、見えるように対応を考えていきたいということと、すでに前回の6月補正に2点、簡易機材の購入等も対応させていただきまして、実は今日も、水上地区ですけれども、現地で調査に出ているということで、その辺の対応も考慮して、もう取り組みも始めているということあります。

また、各行政区に対しても、先程の答弁の中にもありましたとおり、何回も周知はしているわけなのですが、9月1日付けの区長配付でも、地上デジタル放送移行に向けての周知をしております。いずれにしても、デジタル放送開始後の対応には、万全を期したいと思います。以上です。

議長（傳田創司君） 5番河合生博君。

（5番 河合生博君登壇）

5番（河合生博君） そのように、万全を期していただきたいと思います。

次に、ふるさと納税制度についての追加質問であります。

住民税は納税者自身、どのような手続きで課税され、実際いくら納税しているのかが分かりづらいと思います。

人は生まれてから、概ね高校を卒業するまでは、保育や教育などの行政サービスを生まれた地で受けます。その後、都会の大学に入り、職を得て、税を納める立場になります。

人が生涯にわたり、生まれ故郷を離れないのであれば、生まれ育った自治体の中で受益と負担のバランスが取れる、つまり子供の頃に受けたサービスを大人になってから、納税により返すことが出来るということありますけれども、「ふるさと納税」は寄附という制度を使って、ふるさとへ移転させることにより、税収の不均衡を解消しようとする仕組みでもあります。そのふるさと納税、寄附先の自治体の政策を知り、税の使途や住民税について、自然と知るようになり、納税への意思が広がることが期待できます。

自治体では、寄附の受け皿となる施策の中身を寄付者に具体的に提示することにより、当然、その結果についても公表し責任を果たします。仮にそれが満足のいかない結果であれば、次の年には寄附をしてくれない、もらえない、何よりも直接的で効果のある行政チェックの仕組みができあがるのではないかと思います。

好む、好まないにかかわらず、当町も自治体間の競争に、また日々住民の選択の目にさらされることになります。当町の町民が今までどおり、納税していただけるための努力が必要になり、現状に甘えていると、住民は他の自治体に税を納めてしまうかもしれません。

大変な自治体間競争が始まっています。

日本全体としては、このふるさと納税の部分では1千億円オーダーの潜在的 possibility がありますから、政策を含めた当みなかみ町のしっかりとした体制を作り、全国に発信していただきたいと思います。

多くの人たちに、みなかみ町を心の故郷としていただければ、町長がいつも話しているとおり、みなかみ町は名実ともに夢の持てる町になると思われますが、町長の見解をお伺

いいいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 先程、答弁いたしましたとおり、私は税財源の格差の問題についてはやはり地方交付税とか地方消費税交付金の拡充によって、これは埋めるべきであろうと考えております。

それだけに「ふるさと納税」につきましては、やはりその町自身が独自に取り組んでいる事業、それに対していろいろと協力をしてもらうような体制が取れるのが一番良いだろうというふうに私は理解をしています。

したがって、河合議員が今言われますように、みなかみ町の良さ、みなかみ町のアイデンティティというものを上手く広めていかないと、この「みなかみ町」に対して、ふるさと納税に協力をしてくれる方はおらないわけでありますから、そういう意味から、これからのみなかみ町の良さというものをどんどん出していきたいと思うわけです。

その一環として、先程も申し上げましたように、この議会に「みなかみ・水・環境力宣言」をお願いして、みなかみ町はこういう自然豊かな町なのですよ、そして環境に一生懸命取り組んでいる町なのですよと、そして我々自身が、我々と言いましても、地元に住む者も、首都圏に住む者も、やはり共に快適で安全にこれからも生活できるためにも一緒にになって、みなかみ町の自然を守っていきましょうという運動を、この宣言を基に進めていきたいと思っているわけでありますけれども、そういう良さというものを大いにピーアールしていきたい。それと同時にまた町民にあっては、やはりみなかみ町の素晴らしいことをやはり誇りに持ってもらわないと困るわけで、町民にも合わせて、みなかみ町そのものの発展の可能性はここにあります。それと同時に地域にもこうして広く広域的な機能を果たしている町なのですよということを大いに周知をして、そして町民も誇りを持って、毎日の生活が出来るような、そういう取り組みを合わせてしていかなければならぬなと思っている次第であります。

ともあれ、ふるさと納税制度、本当に時代に合った素晴らしい制度であろうと思いますし、この制度を上手く活用して、先程も言いましたとおり、「ふるさと自治」という、町としては新たな言葉の基に取り組みが出来るようなことをしていきたいと思うわけでありますし、そのためには、まず早く「みなかみ町ふるさと納税情報センター」、もっと違った名称があれば良いのですけれどもね、もっと分かりやすい名称があれば良いのですけれども、そういう名前を付けて、この納税制度に取り組んでいきたいなと思っています。

議 長（傳田創司君） 5番河合生博君。

(5番 河合生博君登壇)

5 番（河合生博君） まさに、その通りであると思います。

この制度によって、日本中の自治体が競争の中に入ると思います。

その時に余程、しっかりした人材を当て、そして、みなかみ町を全国に向けて発信できるような体制を作らないと取り残されるし、逆に今までの税が減っていく可能性もあるというのを確実だと思いますので、その点をしっかり当局の組織を組み直してやっていただければと、そんなふうに思います。

その辺の決意を課長なりが言ってもらえば、それで良いのかなと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 河合議員のご指摘いただきましたとおりであります。

まさに、これからの時代は自治体競争に時代でありますから、今までみたいに中央集権

的な発想で、国から県から、町という一つの考え方を捨てなければならない、ましてや経営に当たっても自己決定、自己責任、自己負担に時代でありますから、それだけに町の良さをうまくピーアールしながら、自治体同志が良い意味での競争をして、それに勝ち抜いていかなければならない、そういう一つの認識は強く持っております。

そういう意味からも、環境宣言を基にして、これに合った施策をより多く制定し、取り組み、そして素晴らしさをピーアールしながら、広く理解ある皆さん方と一緒に取り組めるように是非していきたいなと思っています。

「みなかみ・水・環境力宣言」も、昨日提案をさせていただいた次第ですけれども、これから具体的な取り組み等については、まずは町民の代表である議会の皆さん方と行政とで、まずはしっかりと環境力宣言に沿った取り組み等について、それをまとめあげて、それを町民にはパブリックコメントをして、広く意見を求めて、この宣言に沿った町づくりが出来るようにしていきたいと思っておりますので、合わせて一つお願いを申し上げる次第です。よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 5番河合生博君。

（5番 河合生博君登壇）

5 番（河合生博君） そのような決意を聞いて安心しましたので、ぜひともしっかりした組織を作つて、全国に発信して頂きたいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、5番河合生博君の質問を終わります。

20番（本多秀律君） 議長、暫時休憩をお願いします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

※ 休憩中に資料の確認がされた。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順序第4 20番 本 多 秀 律 1. 請負契約のあり方について

議 長（傳田創司君） 引き続きまして、次に、20番本多秀律君の質問を許可いたします。
（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私も合併後、みなかみ町になりますて、3年ぶりの初めての一般質問ということになります。本当に久しぶりという感じで、若干緊張もしていますが、気が付いた点を通告に従いまして、質問をしたいと思います。

まず、請負契約のあり方についてであります。

「町の力を生む請負契約」というタイトルで、今年6月に町長が全員協議会において、以下の表明をされております。若干、その要旨を述べさせて頂きますと、「普通建設事業費が年間15億円程度、それと実質公債費比率が20%を超えておりますので、計画的な運

用に努め、所要額を確保したい。」と。一方、2006年度公共投資は、国のことなのですが、18億円で10年前の半分であり、減少を辿っております。要するに公共事業が減っているという実情の話です。そういう中で、地方の建設業界は、厳しい経営状況にあります。地域の建設業は地場産業であり、納税者でもあります。仰るとおりであります。

従事する社員と、その家族がおります。行政は急激な変革も排除しなければなりません。

そして、27年度までの主たる町の事業を列挙しております。その総額は約120億円ということで表明をされておるわけでございます。町の公共事業の発注は、地元業者に発注する方法を考える必要があると、全く同感のこととござります。

その方法として、2点ございまして、1として、5千万円未満の工事は指名競争入札。決定については請負業者選定委員会にて意見を求める。ということでございます。

2として、それ以外の大規模工事は条件付き一般競争入札とするということを表明されたわけでございます。そういう中におきまして、実は今、暫時休憩をさせて頂いたのは、要するに20年1月22日公表という、今までの業者受注結果があるわけでして、要するに受注し落札した業者の結果があるということで、これを議員の皆様にお示ししないと分かり難いのではと思い確認させて頂いたわけです。

その落札実績結果を見ますと、必ずしもそういうふうに見えていないということです。

この発注工事ランキングの結果を見ますと、総ての会社は経営努力し、社員を雇い、家族を養い、納税義務を果たそうと懸命であります。凡そ120億円の事業が見込まれるのありますから、可能な限り、町内業者を広くするために提案をいたします。

町内業者に仕事を回すために、4点あるのですが、1として、ランクごとに入札をする方法が良いのではないか。2として、入札金額を5千万円未満という話があるのですが、入札金額は1千万円未満を基準としたらどうだろうかと。3といたしまして、ランクごとの希望する業者は、総て入札に参加できる体制づくりが出来ないのかどうか。

この3点の中で、やっていきますと、おのずから必ずしも指名競争入札が悪いというわけではないのですが、そういうことを考慮すると、条件付き一般競争入札が一番適当になるのではということで、4点目として、上げております。

このことにつき、町長の見解をお伺いいたします。以上でございます。

町長（鈴木和雄君） 議長、暫時休憩をお願いします。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

※ 暫時休憩中に質問内容の確認がされた。

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 本多秀律議員のご質問にお答えいたします。

本年6月の議会全員協議会において、「町の力を生む請負契約」と題して、私の考え方を申し上げました。国では毎年、公共事業のシーリングで公共投資が減少し、加えて、地方自治体は不況と構造改革等で財政運営が困ならず、年々事業量が減少しているのが現状で

す。したがって、建設業界の経営状況はますます厳しくなっていると言われます。

この利根沼田地区でも例外ではなく、今年は老舗の大手建設業者が倒産し、さらには廃業する業者もあると伺っています。

本多議員も言われるように、地域の建設業は地場産業の一つであり、納税者であります。

そして、そこには多くの従業員が働き、それぞれの家族があります。

したがって、社会変動に伴う急激な変化は、その影響を最小限に食い止めなければならず、行政にはこれらに対する知恵と対策が求められております。

なぜならば、地元業者の皆さんには、それぞれの地域を良く知り、地域との繋がりの中で町民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせる町づくりに貢献してくれているからであります。

思い起こしますと、平成 10 年、平成 12 年、平成 14 年の集中豪雨による緊急災害出動、さらには平成 18 年の未曾有の大雪では昼夜を分かたぬ活躍で町民のライフラインを守ってくれたことは、記憶に新しいところであります。それだけに、急激な公共投資の減少は、廃業の業者や離職者が増えてしまい、ひいては町の行政運営に大きな支障を来してまいります。

新生みなかみ町は 3 回目の決算議会を迎えたが、お陰様で 3 年連続の黒字決算となりました。私にとって就任当初は、町の面積も広くて、その上、予想以上の財政難から戸惑いもありましたが、町民皆さんのご理解とご協力で財政再建も進み、町村合併の特例期間である平成 27 年までの道筋を何とか付けることができました。

今後はさらなる行財政改革を進めながら、合併特例債を有効に且つ計画的に活用して、懸案事項である教育施設整備、道路整備、上下水道事業、都市計画事業等の実現に努め、さらには温泉街の再開発、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

先に私は、これから町が発注する事業の総額は 120 億円程になると申し上げましたが、今後の取り組み如何によっては、さらに大きくなることが予測されます。

そこで、これらの事業はどのような手法で発注すれば、競争性を生み、適正な価格で事業が発注できるか、さらにはそれが地域経済に貢献し、雇用の創出と住民の定住化につながるかを考えなければなりません。

よく「一般競争入札は時代の潮流である」と言われます。

しかし、この制度を積極的に導入して、果たして地元業者の育成と経営の安定化につながるのか、甚だ疑問であります。

各県の状況を見ても、確かに請負比率は下がるが地元業者が受注できず、都市型業者に敗れていく山間地業者の経営実態を見る時に、地域経済が疲弊し、地方自治の崩壊を危惧します。

先に述べたように、私が常々言っていることは、公平な競争の下で事業の多くを町内業者に発注し、下請け業者も町内を優先する環境づくりであります。所謂、町民の総力で事業を完成させたいと考えているところであります。

なぜならば、町民の協力で行財政改革が進み、そこに生まれる財源で多くの事業が導入出来るからであります。

仮に、行財政改革が進み、事業も計画通り進んだとしても、町内業者が受注できず、経営不振に陥り、結果として地域経済が低迷し、町全体の協力体制が揺らげば「安心・安全の町づくり」は出来なくなります。

そこで私は当分の間、条件付き一般競争入札、指名競争入札等を併用して、次の方法で町の公共事業を発注する方針を立てたところであります。

それは、すでにご案内のとおりでありますけれども、

(1) 特殊な工事を除いて、5千万円未満の工事は旧市町村単位での実績や工種及び格付けを考慮して、指名競争入札とする。

なお、この場合は「請負業者選定委員会」に付して意見を求める。

(2) 5千万円以上の大規模工事は、以下の地域要件を付した条件付一般競争入札とする。

ただし、内容や条件によっては他の入札方式とする場合もある。

その要件としては、参加方式が単独の場合は、本店または支店の所在地をみなかみ町内に置くこと。

参加方式がJVの場合は、メンバーの内1社以上が、本店所在地をみなかみ町内に置くこととなります。

この条件付一般競争入札によりまして、認定こども園につきましては、入札をいたしたところであります。

次に、「みなかみ町建設工事請負業者選定要綱」に基づく業者選定にあたって、ランク別の業者数と請負金額と業者数について申し上げます。まず、ランク別の業者数であります。ランク区分は、A・B・Cと3ランクに分けております。

土木工事は、5百万円未満のCランクが11社、5百万円以上2千万円未満のBランクが9社、2千万円以上のAランクが9社となっております。

建築工事は、5千万円未満のCランクが5社、5千万円以上3千万円未満のBランクが7社、3千万円以上のAランクが8社となっています。

次に請負金額と業者数について申し上げます。

300万円未満の場合：3社以上、3百万円以上1、500万円未満の場合：6社以上、1、500万円以上5千万円未満の場合：7社以上、5千万円以上：8社以上となっております。ただし、特に必要のある場合は、適宜加減することができます。

また、工事の難易度、軽易及び一時的条件を考慮し、上位または下位1ランクまでの業者を選定することができ、さらに工事の発注が時期的に1地区に集中し、施行の確保が困難と認めるなど、特別の理由があるときはAランクはCランクまで入ることができます。

ところで、請負業者選定委員会は、副町長を委員長に、事業を発注する課長を含めて、9名の職員で編成します。そして、委員会ではランクに合った業種・設計金額・業者数、さらには実績・営業活動等を考慮して、業者選定が行われます。

私は、請負業者選定委員会の答申を受けて、さらなる検討を加え、私の責任で請負業者を指名します。業者指名は、請負金額と要項のランクだけで決めるわけではありません。

それは一つの基準にはなりますが、当然のこととして、資本力、技術力、実績、さらには営業活動、地域要件等を加味して指名を行います。

特に実績は、受けた仕事を自分の所でせずに丸投げ的に下請的に回す企業は歓迎しません。したがって、町内の各社は I T の導入と組織力を高め、一層の研鑽を積まれると共に、自社の P R を各方面にするなど、積極的な営業活動を望むところあります。

例えば、請負金額 5 千万円以上でシミュレーションしてみたいと思います。

通常は、条件付一般競争入札となり、ランクは A となります。

土木一式の場合、対象業者は本店または支店の所在地をみなかみ町内におく 9 社と、 J V の 1 社であります。建築一式の工事の場合、対象業者は本店または支店の所在をみなかみ町内に置く 8 社と J V 1 0 社であります。したがって、このような状況の中で地域要件を加味して、条件付一般競争入札を行うことになります。

何れにしても、公平な競争のもとで、多く事業が町内業者に発注できて、さらには下請け業者も町内というように、町民の総力で懸案の事業が完成できることを念願していたしているわけであります。そのようなことから「町の力を生む請負契約」ということで、過日の全員協議会において、私の考え方を申し述べた次第であります。このような方向で、これからも進む考えでありますので、ご理解、ご協力をいただければ有り難いと、このように思う次第であります。

議 長（傳田創司君） 20 番本多秀律君。

（20 番 本多秀律君登壇）

20 番（本多秀律君） 先程来、お話しがありましたように、町内業者に仕事を受けるということであります。先程のランク別の業者数がご案内ありました。私はちょっと不勉強だったので、1 千万円基準ということは、こちらにも出しましたけれども、それは群馬県の入札が 1, 50 万円だったわけです。ですから、今、群馬県は 1 千万円になっていますね。ですが、それを 1, 500 万円だったから、1 千万円だろうと、私の根拠のない数値であるわけでございまして、そういうことであるので、そのような理解でいただければ有り難いと思っております。

先程、町内ランク別の業者のご案内がありました。500 万円までが 11 社、500 万円から 2 千万円未満は 9 社と言いますと、合計して 29 社あるわけですね。

それで、例えば 2 千万円以下だとしますと、20 社あるわけですね。そのようなことで、町内業者に多く仕事を向けるということが私の趣旨ですし、町長の言わんとするこだと思うのです。

ところが、先程のお話しのように、こちらにある 20 年 1 月 22 日公表という資料の中の実績が正しいとするならば、その限りにあらずと、数値が偏っているという現実がございます。そのことがございますので、私は町長の表明したことは、まさにそのとおりだし、私もそう思っています。ですけれど、私は過去のことを言おうとしていません。そういう実績は実績で、もう事実だから結構なのです。ですから、これから先程言ったように 120 億円以上、これからは出るかもしれませんよという先程の表明がございました。そういうことになるならば、なおさら今後の町の業者をいかに育成するかという面から考えて、これからが大事ですから、今後どうするかについてを議論のテーブルに是非とも乗せたいというのが、私の今回の一般質問の趣旨でございます。ですから、その辺をお酌み取り頂きまして、4 項目出してありますけれども、そこにポイントがあるわけでございますから、是非ともその点から、お願いをしてご回答頂ければと思っております。

先程、JVの場合は8社以上の業者がいることが必要だと、それは要項にあるわけですから、そういう努力を是非ともしていただきて、そういう中であっても、願わくは町内業者がいかに受注できるのか、落札できるのかということを念頭においていただくことが業社選定委員会の委員の皆様にも是非ともご理解を賜れば有り難いと思っております。ですから今は、先程来、情報IT時代に入っていると、これからまさにそういう中で情報は公開をされると、みんな見えてきます。

町づくり基本条例もまさに情報を公開していこうと、公開する中でみなかみ町というのはこうなのだよということが謳われているわけです。私、先程敢えて、この20年1月22日の話を引っ込みました。ですけど、これは私がネットで出力した中でチェックしましたら、実は3ヶ所数値が違っていました。ですけど、そのネットに載っているものが、他のものはすべて大丈夫でした、数値は合っていました。これは私の見解ですから、必ずしも行政の立場の課長さんの話ですから、必ずしも敢えてそのことは言おうとしていませんけれども、実を言いますと、若干数値を言いますと、要するに、ある会社は24件あります、2億7千、これ1月22日の私のデータの話ですから、正しいかどうかは分かりません。私は正しいと思っております。これはそれなりの情報を収集した中で、そういうことですから、正しいと思っておりますが、そういうことです。

1社24件あります、2億7千万円の落札がありますと、2つ目は1社13件、2億2千万円の落札がありますと、こういう数値です。その下にきますと、ガタッと落ちて、4件で約7千万円が1社、それと4千万円の落札業者が4社、あと3千万円、2千万円、1千万円、あとは1千万円以下で11社が2社です。それ以外はゼロです。そのゼロというのは会社で言いますと、14社から15社が落札になっています。この結果というのは、業者も落札はしないよというケースも当然あるわけです。

ですから、総てこの数値が落札していないのだということに考えると、これは違うと思うのですね。ですから、そういうこともあります。ありますけれど、町内業者、今仕事がない中ですから、推測するにやはり仕事が欲しいと、従業員を遊ばせられないと、家族もいるんだよと、そんな観点に立つとやはりどうしたら町内業者に何と言いますか、仕事が向くと言いますか、向くことができるかと言うことを是非とも選定委員会の皆様に、町長がこういうことで町内業者に向けたいのだと思っているわけですから、私は今の選定委員会の皆さんのが不公平にやっているなんて思っていません。

ただ、今までのことを言えば、数値は、これは業界のことがあるから必ずしも選定委員会の皆さんの中と必ずしも一致しないかもしれません。

ただやはり行政って、あるいは我々議員は結果で責任を問われます。やはり結果も大事だと思います。私の基本的な人生観は、結果より経過の方が大事だという人生観で私は生きてています、これからもそう願っています。私はそう思っています。

ところが、この場合は違うのですね、結果なのです。やはり結果が必要だと、この結果がある以上は今後どうするかを議論して、良い道を探りたいと、これが私の想いでございますので、そういうことの中では非とも町長言われますように5千万円でも良いんですけど、条件付一般競争入札、それに指名を加えても結構ですけど、結果的に町内業者が落札できる方法をやはり具体的に判断をして、お示しして頂ければ有り難いということでござります。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今の本多議員の質問はですね、いや実は私もこの20年1月22日の資料

の話は今知ったところなのですけれども、これは結局は受注ですよね。だから落札でしょ。

各業者ごとに受けた金額だよね。だけど、私ども方は指名で終わりですから。

指名をしてですね、あとは指名競争入札するだけですから、そこまで介入はできないでしょ、我々は。だから、確かに結果はこうなのかもしないけれども、これは行政がどうしてみようもない。先程も言いましたように、指名競争入札でやるならば、一定の業者の数がありますよね。それで、その指名をしますよね、そして後は指名、競争ですから、そこに私が介入して何てことをやつたら、それこそ大変なことですよね。

だから、ここには言えない、どうしてみようもないですよね、これ。

だから、私の方としては、要するに条件付一般競争入札した場合等についても、やはり金額によって、町内業者が入る業者数が少なくなってしまいますよね。そうすると外部から入れなくてはならないという状況等になってしまふと、要するに仕事が町外に出てしまふ恐れがあるでしょうと、それは上手くない、何とかそれを防ぎたい、だからそういう場合には町内業者と少なくとも利根郡内ぐらいの中でJVを組んでもらってね、それで参加できるような体制を取って欲しいなということで言ってきたことは今まであります。

そういうことをしながら、こういう所に参加する機会を、私どもは機会を作るだけですよね。より広く指名が出来るように指名することですね。指名した後は、これは業者だから、どうしようもないですよね、これね。ここに長が介入したら、それこそ大変でしょう。だと思うのですけれども。

したがって、私自身はこの「町の力を生む請負契約」、これは確かに県にあっては1,500万円とか、1千万円とか、いろいろこうにありますよね。だから、そういうことを考えていくと、5千万円というのは確かに私は高いと思っているのですよ。高いと思っているのだけれども、こうにしなかったら、要するに地元の業者を入れられなくなってしまうわけですよ。他に持つて行かれてしまう危険性がある、だから何とかそれを阻みたいなと思って、敢えて私は覚悟して5千万円という一つの金額を決めたのです。

これは町内業者により多く仕事が行くために決めたということですので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 町長基準は、町内業者に仕事が行くようにということで、5千万円の数値なのだよということのようです。

そうだとするならば、私も非常に期待するところでありますし、今先程言いました結果ですが、この結果は、先程町長が仰いましたように、まさに業者の話なのです。

それは承知しております。承知していますが、町長も町内業者をどのようにしたら育成できるのかという視点で考えていてもらっているし、私も同感です。多分、議員の皆さんも同感だと思うのです。

ところが、これはだから根の深い話と言えば、根の深い話になるので、どの辺までどうなのだと言ったら、やはり介入していくべき変な話に、あらぬ方向の話になることは分かっています。だから、それは重々分かっているのです。

ですけど、町長もそれは大ベテランですから、そのことは承知していて、町の力を生む請負契約ということで表明されていたはずですね。

この実態は、当然町長も承知していて、何とか町内業者にという思いがあったのだと思うのです。あったからこそ、私は敢えて我々議会にも出していただいた、だから非常に有

り難かった、実を言うと。そういうことなのです。それでましてや昨日もいろいろ議論がございました。過去の話を教えてすれば、ありました。

私も20年1月17日の臨時議会において、この町長の関係でいろいろな話がやっぱり業者選定の話でいろんな話があって、議事録に載っています。そのことは町長は当然知っていて、その後の1月臨時議会の皆様のいろいろの議論がありましたよと、そういう中の話でも、当然のことながら、決めるのは町長だよと言う話が26ページに載っています。

それを受け、さらに6月にこの表明があったわけです。

業者に介入しろなんて言うつもりは私はさらさらないし、そんなスタンスでものを言っているわけではないのです。ですから、業者の方々にもぜひとも、我々議会も執行部も意図すること、これからのみなかみ町をどうするのかという面でどうしたらしいのかという面で考えていただくと、それは同じ町内に住んでいるわけですから。

従業員の方々も多少遠くから来ている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、町内の従業員の方が多いというはずのなので、やはりそこをどうしても配慮をしていただくような啓蒙も含めて、何らかの会話が必要だろうと、このまま行ったら、ひょっとしたら、このまま行ってしまうかもしれません。120億円以上あるのが、このまま行ったら、7~8割が数社に偏ってしまう、あるいは町外業者に主として行ってしまう、このままでは非常に残念だということなのです。

ですから、今聞いた中でも、私は1千万円という敢えて提案として出してありますけれども、これは1千万円ではなくて、この話を聞けば2千万円の方が良いような感じもしますし、そうすれば2千万円でも私は結構なのです。要は町内業者がいかにしたら受けられるか、この具体的な話としてどうするかということを業者に介入しない範囲の中で何らかのお答えをいただければ、非常に有り難いということです。ですから、ランク、JVを組むときに町内業者でJVを組めないのかということがあるわけです。町内業者でJVを組むということは問題点が何かあるのかどうか、その点を教えて下さい。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今の本多議員のご質問の中で言わんとするところは、平成20年1月22日の落札結果を基にして、いろいろと言われておりますけれども、だからそこに介入はもうこれはできませんよ、行政は。そんなことをやつたら大変なことになってしまいますよ。

だから私自身が、指名の仕方が悪いとか、どうのこうのというのでしたら、それはまたいろいろご意見として伺いますけれどもね。

要するに指名をした後の結果について、指名競争入札をした後の結果について、それをどうのこうの、それをこっちが多いよ、こっちが少ないよと言われても、これは私はどうしてみようもないですよね。だから、私自身は、公平に仕事が、何とか町内業者に仕事を取ってもらうために、再三言いますけれども、「町の力を生む請負契約」というものを出したわけですよ。だから、これ以上に良いものがあるのだったら、ぜひ示してもらいたいのです。私が考えたものよりも、もっと良いものがあるのだったら、示してもらいたい。

この方式で行けば、今本多議員が言われるとおり、仕事が町外に何らかの格好で係わった仕事になりますけれども、特別なものは別ですけれどもね。それが要するに全然、町内に關係なくて、町外に全部行ってしまうなんていうことは、これがある限りありませんよね。この「町の力を生む請負契約」の方式で行けば、こういうことは私はないと思います。

それから先程、町内業者でJVを組むという話がありました。町内でJV、それは大いに結構ではないですか。だけれども、BクラスとBクラスで組んだのではBクラスのな

のですよね。だから、A クラスと B クラスで組まないと A クラスにならないのですよね。

そういう一つの諸々のものがあって、要するにそこは業者の皆さん方がいろいろ考えてやつておられるのだと思うのですよ、こうに組むのにあたってはね。そこについて、行政が介入するわけにはもちろん行かないし、考え方そのものは示せてもですね、あそこと組んでこうにしろ何て言うことはそんなことは出来るわけがありませんから。

そういうことについては一つご理解をいただきたいのですよね。だから、これに対して、これでは問題がある、町内業者の育成にならないと、だからここはこうにしろと言うのでしたら、そういうご意見を私は返って聞きたいのですけれども。そういう感じであります。

議 長（傳田創司君） 本多議員に申し上げます。残り時間後、2 分30秒程度であります。

最後にまとめていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

20 番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 本当に仰るとおりで、その辺がこの質問の中で一番の難しい部分だし、やつてはいけないことだし、そうかと言ってもこのまま行ったのではありませんにも残念ですで、私も業者の方に歩いて聞いてみました。特に指名を受けていない業者を歩いてみました。そしたら、いろいろな感じがやはり出てきました。やはり組織ですから、力のあるもの、力のないもの、A・B・Cランクで言えば、Cの方々、Bの方々、苦慮しております。欲しいけれど苦慮しています。

ですから、この辺は我々議員も執行部の方々と違いますから、それなりに力を訴えるとか、啓蒙していくとか、そういうことが必要だと思いますので、少なくとも町内業者が結果において、数値が高くなるようなことに対して、具体的にはなかなか言えませんけれど、力及ばずながら、注ぎたいと思っています。

以上申し上げまして、私の一般質問といたします。有り難うございました。

議 長（傳田創司君） これにて20番本多秀律君の質問を終わります。

大変にご苦労さまでした。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、本日、予定しておりました一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 明日は午前9時より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（11時57分 散会）